

公民館だより R 8. 6. 25 (木)

# 7月ちよみ

千代水地区公民館  
〒680-00912 鳥取市商栄町 423 番地  
TEL (0857-27-4813)  
FAX (0857-27-4818)  
Mail cc-chiyomi@it.city.tottori.tottori.jp



子どもと大人のふれあい事業

## サマースクール in ちよみ

日時：7月27日(月)  
10:00~15:00

小物入れを  
作ります♪

講師：田中 淳子さん

お昼はカレーライスを用意します♪

午後から人権 DVD 鑑賞  
交通安全教室



参加費：300円

持ち物：水分補給できるもの

定員：15名

締切：定員になり次第

## 主任児童委員よりお知らせ

### ちよみにこにこクラブ

日時 7月8日(水) 10:00~11:30

工作・おもちゃづくりです

### 30枚以上の印刷代について(輪転機)

- ・印刷代 片面1枚につき 3円
- ・印刷代 両面1枚につき 5円
- ・製版代 1回につき 50円

※印刷物はお時間をいただくことがあります。

## 健康づくり推進員協議会よりお知らせ (まちづくり協議会共催)

### しゃんしゃん体操 & 卓球バレー体験のお知らせ

日時：7月20日(月)

場所：ノバリア(鳥取市布勢)

参加費：無料

申込先：千代水地区公民館

締切：7月3日(金)



タオルを使ったしゃんしゃん体操の後、前回大好評だった卓球バレー体験を実施します。

お子さんから高齢の方まで、どなたでも楽しんでできるスポーツです。参加賞もご準備しておりますので、皆さまのご参加をお待ちしています。

## 8月事業予定

### \*クラフトバッグづくり

またまたかわいいバッグをつくりま〜す♡

## 《夏の交通安全県民運動》

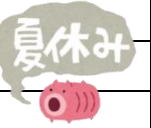
【期間】7月13日(月) ~ 7月22日(水)

〇ゆずりあう あなたの気持ちが 事故減らす



## 7月予定表 \*行事・教室は変更することがあります

日	曜	行事	教室
1	水		コスモス会
2	木		みゅーじっく+
3	金		まどか
4	土		華道
5	日		
6	月	★民生定例会	かな書道
7	火		
8	水	★にこにこクラブ	膝腰らくらく
9	木		みゅーじっく+・かな書道
10	金		スマイルサークル・健康体操 まどか
11	土		手話・華道
12	日		
13	月		
14	火		パッチワーク
15	水		コスモス会
16	木		
17	金		まどか
18	土		華道
19	日		
20	月	🇯🇵 海の日 ★しゃんしゃん体操 卓球バレー体験	
21	火		かな書道
22	水		膝腰らくらく
23	木		みゅーじっく+・かな書道
24	金		健康体操
25	土		手話・華道
26	日		
27	月	■サマースクール in ちよみ	■公民館事業 ★各種団体事業 ◎まちづくり協議会
28	火		
29	水		
30	木		
31	金	◎ラジオ体操交流会	まどか



# 5・6月事業報告

## 5月26日(火) 春の寄せ植え



## 6月5日(金) らっきょうの一発漬け



## 6月8日(月) 健康は耳からはじめませんか?



## 《千代水連よりお知らせ》

とき：8月14日(金) 19:00~21:00  
 場所：鳥取市中心市街地※出発はロータリー付近  
 毎週日曜の夜、体育館で練習がんでいます。



## ちよみ ニュース



きゅうり  
 ナス  
 ピーマン  
 さつまいも

夏野菜~♡ワクワク♡

ひまわりを  
 植えました  
 夏をお楽しみに

## 法務局からのお知らせ



鳥取地方法務局不動産登記推進  
 イメージキャラクター  
 「カニトウキツネ」

令和8年4月1日から住所・氏名の変更登記の申請が義務化されました！

住所や氏名を変更したら、2年以内に変更登記の申請をする必要があります。また、令和8年4月1日より前の住所変更なども対象となります。「スマート変更登記」でらくらく安心！

(簡単・無料のお手続をしていただければ、法務局で住所・氏名の変更登記をします。)

※正当な理由なく義務に違反した場合、過料に科せられる可能性があります。詳しくは、法務省ホームページ又は電話によりお問合せください。



相続登記には期限があります。

最短で令和9年3月31日が期限となります！

令和6年4月1日に相続登記の申請が義務化されました！不動産を相続したら、3年以内に変更登記の申請をする必要があります。令和6年4月1日より前に発生した相続も対象となります。

(今なら相続登記の免税措置があります！) 正当な理由がなく義務に違反した場合、過料に科せられる可能性があります。

詳しくは、鳥取地方法務局ホームページ又は電話によりお問合せください。

■お問合せ先 鳥取地方法務局登記部門 ☎0857-22-2293

